

議案第 4 5 号

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

医療福祉費支給制度の改正に伴い、重度心身障害者等の対象者の拡大を図るため。

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

石岡市医療福祉費支給に関する条例（平成17年石岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号に次のように加える。

キ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級に該当する者（65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けたものに限る。）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、なお従前の例による。